

地主・経営者のための
情報マガジン

11
November

Agri Times

あぐりタイムズ / 2022 vol.208

**「医療費通知」を利用して、
領収書の保存法も一工夫
～医療費控除をぐんと楽に致しましょう～**



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

“FMヨコハマ” “NACK5”
“サンデーモーニング”で
CM放送中

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪

**相続税の還付請求を
一度検討してみませんか**

～広大地特例など減額評価の可能性は多岐にわたります～



相続ならランドマーク 後楽園

「医療費通知」を利用して、領収書の保存法も一工夫

～医療費控除をぐんと楽に致しましょう～

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、添付書類等が簡略化されてきています。おむつ使用証明書・医師の診断書等の添付又は提示が必要だった事例も、明細書の欄外余白等にその旨記載することで省略可能となっています。健康診断を受けるなどの自ら健康管理を行う人が、一定の市販薬を購入している場合の「セルフメディケーション(自主服薬)税制」(医療費控除の特例)は、令和4年分から対象となる医薬品が見直されたうえで、令和8年12月31日まで延長され、従来の医療費控除と選択適用となっています。

忙しい確定申告期の医療費控除に、健康保険組合等から送付される医療費通知の利用はお勧めですので、届いたら大事に保存しましょう。領収書の保存方法も一工夫すれば作業時間が大幅に短縮できます。

今回は清水が
お伝えします!



1 医療費控除の概要

1 医療費控除の対象となる金額

納税者が、その年の1月1日から12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合には、その合計額を基に、下記の算式によって計算した金額を「その年分の所得金額から」控除することができます。

$$\text{医療費控除額 (最高で200万円)} = \left(\text{その年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金等で補てんされる金額} \right) - \left(\text{「10万円」} \right) \text{ (所得の金額が200万円までの方は所得の合計額の5\%)}$$

2 控除の対象

主な対象	控除の対象に含まれるものの例	控除の対象に含まれないものの例
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師・歯科医師による診療・治療 ◆ 介護福祉士等による喀痰吸引等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ■ 疾病の診療代・治療代 ■ レーシック手術に係る費用 ■ 6か月以上寝たきりの人のおむつ代 (医師発行の「おむつ使用証明書」のある方) ■ 介護保険制度や障害者総合支援法制度による一定の施設・居宅サービス等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人間ドックや健康診断のための費用 (健康診断の結果、重い病気だと診断され引き続きその疾病の治療を受けた場合には、控除の対象に含めることができます。) ■ 医師等に支払った謝礼金 ■ 美容整形手術の費用 ■ 診断書作成費 ■ 美容目的の歯の矯正費用
◆ 交通費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通院のための電車、バスの利用料金 (領収書等がない場合はメモ書き可) ■ 急病等やむをえない場合のタクシー代 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通院のための自家用車のガソリン代・駐車料金等 ■ 分娩のための実家への帰省費用

◆ 入院	■ 入院の対価として支払う部屋代や食事代	■ 自己都合による差額ベッド代
◆ 施術	■ 鍼灸師・柔道整復師等の有資格者による治療の為の施術代	■ カイロプラクティック等、疲労回復や健康維持、また無資格者による施術代
◆ 医薬品	■ 治療のための医薬品の購入費用	■ 疾病予防の費用、健康増進のための医薬品の購入費
◆ 医療用器具	■ 医療用器具等の購入や賃借費用 ■ 医師の診療を受けるために直接必要な眼鏡・補聴器(※)、自己の日常最低限の用を足すための義手義歯等の購入費	■ 近(遠)視のめがねの購入費、かつらの購入費

トピック 補聴器を対象としたい場合の情報提供書は購入前に!

※平成30年度から、「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」(国税庁HPよりダウンロード可能)に指定医の証明を受けて持参の上、購入した補聴器については一般的な水準の金額の範囲内の場合、適用ありとなっています。

3 手続

1 「医療費通知」を添付する方法・・・省力化のポイント!

ご自分が所属している健康保険組合等(医療保険者)から年に2回ほど交付を受ける「医療費通知」を保存しておいた場合は、確定申告書に添付すると便利です。その通知に記載された本人負担医療費の合計額のみ、「医療費控除の明細書」(下図)の「1 医療費通知に関する事項」に記載することにより、その通知の期間内については、**たくさんの領収書の集計も記入も不要となります**。また、この通知の期間内については領収書の保存は不要になります。(通知に保険者番号、被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗りつぶすよう求められるようになっています。)

[医療費控除の明細書]

年分 医療費控除の明細書【内訳書】			
1 医療費通知に関する事項 医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。	(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
	円	円	円

(※)「医療費通知」とは次の6項目全てが記載されたものです。記載のない項目についてはメモで追加する必要があります。

- 被保険者等の氏名
- 療養を受けた年月
- 療養を受けた者
- 療養を受けた病院、薬局等の名称
- 被保険者等が支払った医療費の額(医療費の100%ではなく、その人に応じて定まっている本人負担率(1-3割)に応じて支払った額。)
- 保険者等の名称

◎医療費通知の締め日により、年末数ヶ月間について通知が未着の場合が多いです。その期間の医療費については、下記②の方法により控除対象として追加することができます。

2 領収書から「医療費控除の明細書」に記載する方法・・・領収書は人別に保存しましょう!

領収書に基づいて「医療費控除の明細書」の「2 医療費(上記1以外)の明細」(P3の上図)に必要な事項を記載して申告書に添付します。「領収書1枚」ごとの記入ではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごと、1年分の合計金額を1行ずつ記載すればよいので、日常の領収書の保管も、様式に合致した分類方法にしておくと楽です。(○月分、等の時系列の分類は不要です)

【楽になる保管方法】年初から人別に分け、可能なら更に病院・薬局ごとに分類して保管。

2 医療費(上記1以外)以外の明細 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。(記入例)

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	12,000 円	円
〃	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	1,560 円	円

- ◆ 領収書については、添付又は提示は必要なくなりましたが、②の方法の場合は、申告期限から5年間、税務署から提出または提示を求められる場合がありますので保存する必要があります。
- 薬局での医薬品の購入等についても、②の方法により記載します。

2 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の概要

1 対象者

予防接種、がん検診、勤務先での定期健康診断、特定健康診査(メタボ健診)など一定の検診等を受けた方(市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象外。)

2 対象医薬品

薬局やドラッグストアなどで販売される特定の市販薬(スイッチOTC医薬品)

※この購入金額は、①の医療費控除を選択した場合は、①の対象金額になります。

※対象となる医薬品には、そのパッケージに共通識別マーク(右図)が表示され、レシート(領収書)にも対象製品である印(★印など)が表記されますので、対象金額を集計して「セルフメディケーション税制の明細書」に記入します。



画像提供:日本一般用医薬品連合会

3 医療費控除できる金額

対象医薬品の年間購入費(本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のための分)が1万2,000円を超えれば、その超えた金額(上限額は8万8,000円)を「所得金額から」控除できます。

4 手続

- ① 領収書に基づいて必要事項を記載した「セルフメディケーション税制の明細書」(所定の様式あり)を確定申告時に提出することが必要です。
- ② 令和2年分までは、健診等の受診を証明する書類(健診等の明細書又は結果通知表。コピー可。)の提出も必要でしたが、改正により令和3年分以後の確定申告書を令和4年4月1日以後に提出する場合は、提出は不要となりました。
- 領収書と検診等の受診を証明する書類は5年間保存の必要があります。

3 具体例 ~どちらが有利?~

[例]その年分の総所得金額500万円で税率が20%になる人が、医療費全体で13万円支払い(保険金等での補てんが無い場合)、そのうち6万円がスイッチOTC医薬品だった場合は、下記の通り②の方が有利になります。

	所得控除額	税額の減額
① 医療費控除では	130,000円 - 100,000円 = 30,000円	30,000円 × 20% = 6,000円
② 医療費控除の特例では	60,000円 - 12,000円 = 48,000円	48,000円 × 20% = 9,600円

(逆に①のほうが有利になる場合もあります。)

新聞



ランドマーク便り
メディア掲載情報



【日本経済新聞】
7月16日(土)朝刊19面
「生命保険、申告漏れにリスク」に弊社代表
税理士清田のコメントが掲載されています。



【日本経済新聞】
7月29日(金)朝刊10面
「事業承継 税理士30選」にランドマーク
税理士法人が掲載されています。



【日本経済新聞】
8月6日(土)朝刊19面
「相続手続き 専門家を活用」に弊社代表
税理士清田のコメントが掲載されています。

10月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

10月 遺言書作成における留意点

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

10月20日(木) 新横浜会場

14:00~16:00 TEL:045-350-5605

税務無料相談会

10月19日(水) 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

10月20日(木) 武蔵小杉会場

14:00~16:00 TEL:044-281-3003

10月20日(木) 横浜駅前会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

10月20日(木) 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

10月20日(木) みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

10月26日(木) 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

10月20日(木) 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

10月20日(木) 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

10月26日(木) 町田会場

14:00~16:00 TEL:042-720-4300

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>
※湘南台駅前事務所・朝霞台駅前事務所では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

『柿』
先日知人の家の柿の木が今年大豊作で、段ボール六箱分とれたがまだ取れるとのことで、おすそ分けを頂きました。
大変甘く美味しい柿だったのですが、知人曰く元々渋柿だそうでひと手間かけて甘くしているそうです。渋柿を甘くするには何通りか方法がありまして、ドライアイスを入れて置いておく方法と、アルコールをヘタに塗り、おいておく方法があり、後者が比較的楽に甘くすることが出来ます。
どちらもすぐには食べられないのですが、時間が渋味

を抜いてくれて美味しい柿になりますよ。
アルコールは酸化することでアセトアルデヒドになり、これが渋柿のカキタンニン(渋味成分)を溶かさない不溶化タンニンに変えることで甘柿をつくります。
また、柿は二日酔いにも良いといわれますよね。
二日酔いは体内にアセトアルデヒドという毒素が貯まってしまふことによるものですが、柿の渋みの中に含まれるタンニンがアセトアルデヒドを分解して、二日酔いからの回復をはやめてくれるそうです。
おいしく食べたり、回復を早めたり、柿のパワーはあなどれません。

相続税の還付請求を一度検討してみませんか

～広大地特例など減額評価の可能性は多岐にわたります～

今回は石丸(国税OB)が伝えます!



一度払った相続税が戻ってくる制度があるそうですが、どんな時に利用できるのですか?いつまで可能なのでしょうか。

更正の請求という相続税が還付される制度があり、保障された納税者の権利として頻繁に行われています。申告書に記載した課税価格又は税額に誤りがあったことにより納付した税額が過大となった場合、原則として法定申告期限から5年以内に更正の請求をして税金の還付を受けることができます。以下詳しい事例をご説明いたします。



解説

1 相続税が還付される主な事由

相続税の還付を受けられる場合の主な理由は次の4点です。

- ① 土地の評価をもっと安くできた
- ② 特例を適用していなかった
- ③ 債務があるのに財産から引かれていなかった
- ④ 単純な計算ミスがあった

相続税とその計算基礎となる相続財産の評価、特に土地の評価額は、ご依頼の税理士のスキルで大きな差がつきます。②に例示する事項等に1つでも該当しそうだと思われる方は、申告期限から5年以内に相続税の専門家といえる税理士にセカンドオピニオンを依頼してみたいかがでしょうか。

2 評価に差が生じやすい土地をお持ちではないでしょうか?

土地の基本的な評価方法は下記の2種類があります。

- ① 路線価方式(路線価×地積)
- ② 倍率方式(固定資産税評価額×倍率)

この計算式による評価額はあくまで標準的な金額であり、土地の特殊事情を考慮したものではありません。つまり土地の形状や周囲の環境等を考慮することによって、土地評価を減額できる可能性があります。

減額評価の可能性が大きい土地

- 近隣に比べて広めの土地
- 不整形地(形の良くない土地)
- 高低差のある土地
- 傾斜のある土地や一部崖になっている土地
- 道路や通路になっている土地
- 都市計画道路や区画整理の予定地
- 無道路地(少ししか道路に接していない土地)
- 市街地の山林
- 市街化調整区域の土地
- 空中に高圧線が通っている土地
- 騒音、悪臭等周囲の住環境が悪い(線路や踏切に接している)土地
- セットバックを必要とする(4m以下の道路に面している)土地
- 墓地に隣接している土地
- 庭内神しの敷地

この他にも土地の評価を減額できる要素はたくさんあります。

3 相続税が戻ってきた土地評価の事例

事例(1) 近隣宅地に比べて広めの土地

広大地評価の特例(平成29年12月31日以前に相続開始があった場合の特例)

広大地評価は戸建分譲の敷地として開発した場合、公共公益の場合(道路など)が必要となる程の広さがある土地に適用できる特例ですが、適用期間は終了となっています。この特例が適用できる場合、評価額は多くの場合大幅な減額となり、税額も大幅に減額されますが、**適用判定が難しいため使われないまま当初申告をしている場合が少なくないようです。**

提出済みの申告書控えをお預かりして調査したところ、2,000㎡もある自宅の敷地に対して広大地評価が使われておらず、他にも適用要件を満たせるかギリギリの敷地なども含めて計4か所の広大地評価が可能となり、更正の請求の結果、還付額は約1億5,000万円にもなった事例があります。



【広大地評価による更正の請求の最終期限が迫っています】

更正の請求には相続税申告期限から5年以内という期限があります。たとえば平成29年12月31日相続開始の場合は、令和5年10月31日が更正の請求の期限となります。還付額も大きくなりやすいので検討したい方はお急ぎください。

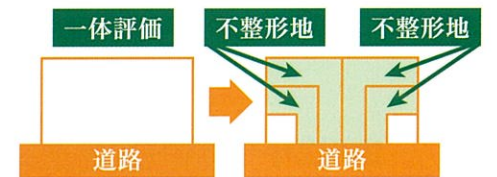
事例(2) 市街地にある山林の評価

市街化区域内にある山林の評価方法は、原則として近隣の宅地の価額を基に評価額を算出する「宅地比準方式」によって行われます。しかし中には高低差急傾斜地などの関係で宅地化が困難で開発行為そのものが物理的に不可能なものも存在します。このような「宅地への転用が見込めない」山林の価額は近隣の純山林の価額に比準して評価することが認められています。自宅の裏山を見直し、約1億4,500万円の還付があった事例もあります。

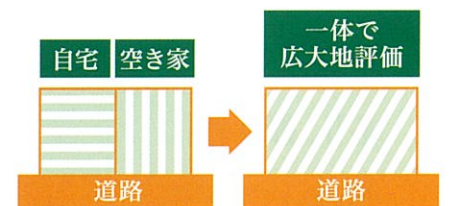
事例(3) 土地の評価単位の取り方次第で税額が変わる

対照的な還付事例を2つご紹介しましょう。

1つ目は、広い一団の土地に貸宅地が何個もある土地です。期限内申告では1単位の「貸宅地」として一体で評価していました。契約ごと(借地人ごと)に評価単位を修正した結果、不整形地補正がかなり出て大幅な評価減となり、この事例の還付額は約2,200万円となりました。



2つ目は、逆に一体で評価することで評価減できたケースです。自宅の隣に古い貸家が建っていたため最初の申告では別評価をしていましたが、この古い貸家は空き家となっていたため、自宅と合わせて一体の「自用地」で評価し、さらに「広大地評価」を適用したことで評価額がかなり引き下げられ、その他市街地山林の見直しなどを行ってこの事例では約7,500万円の還付となっています。



4 更正の請求ができる他の事由

- 法定申告期限後5年を経過した日以後であっても、課税価格等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決等によりその事実が異なることが確定した場合は、その確定した日から2か月以内に更正の請求をすることができます。
- 申告書の提出期限後又は提出した後等により下記等の事由が生じて相続税額が過大となった場合は、その事由が生じたことを知った日から4ヶ月以内に更正の請求をすることができます。

- 未分割遺産が共同相続人等により、分割された(※分割されたことにより、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地の評価減」等の特例を適用できることとなった事例を含む。)
- 遺留分侵害額の請求に基づき、返還等すべき額が確定した

◎ 相続税の還付が受けられる事例が多いということをご存知の方はとても少ないのが現状です。お近くに納税でお悩みの方がいればぜひ一度、相続税申告の見直しを勧めてみてはいかがでしょうか。

営業職
必見!

ゴルフの 心髄



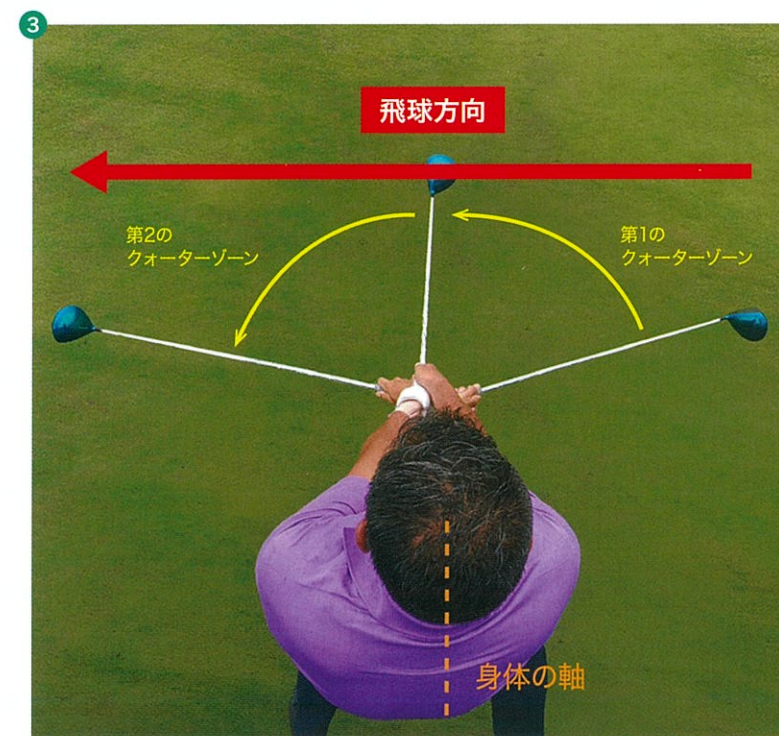
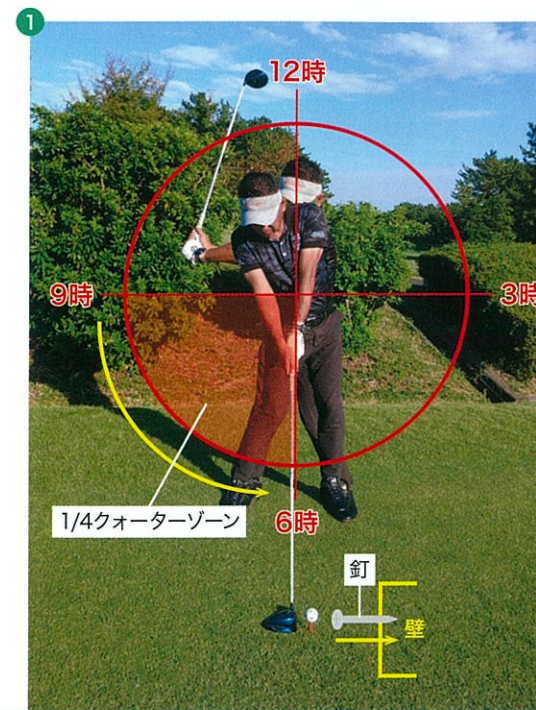
第50時限 第2のクォーターゾーン (クォーターゾーンPARTII)

2022年今年の1月号でご紹介させていただいた①クォーターゾーンPART Iに続き、今回は②第2のクォーターゾーンについてです。

PART Iは9時～6時の短いストロークでボールに接触するまでの動きであり、振りぬいた後の動きがどのようなイメージになるのか?どの方向にクラブが動いていくのか?

理屈的に確認したい部分ではないかと思えます。

第2のクォーターゾーンにおいて、正面からは時計でいうと6時から3時に向けてクラブヘッドが動いていくのですが、自身からの目線で大きく間違えてしまうのが、ボールの飛球線方向には、手元とクラブは動かさないという点です。身体の軸を中心に腕とクラブが回転運動をすることでクラブフェースがボールの前後付近で入れ替わり、ボールに順回転～左回転(フック)を与えることでしっかりとした弾道のボールを打つことができます。これはすべてのクラブでのフルショットに共通なものです。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級